

議案第75号 小松島市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について

《改正の主旨》

組織改編により、「スポーツ振興課」が「生涯学習課スポーツ振興室」となったことに伴い、条文の改正を行うもの。

小松島市スポーツ推進審議会条例(昭和49年小松島市条例第13号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>小松島市教育委員会スポーツ振興課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>小松島市教育委員会生涯学習課スポーツ振興室</u>において処理する。</p>	<p>改正</p>